

栄東まちづくり協議会 7 月会議 議事録

日 時：2022 年 7 月 7 日（木）18:30～21:10 場 所：栄東まちづくり協議会会議室

出席者：田端、加藤、野田、近藤、江口、小澤、辻本、濱田、大谷、横井、石塚、大畑

●定足数及び議事録署名人の確認

13 人中 12 人の出席で規約第 10 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立、議事録署名人は野田副会長と濱田委員とする。

議題：

1. 街路灯事業

(1) 広告無償掲出の経過措置期間の通知について

通知について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 各町内会から広告主に通知をしていただくことが全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- 広告主に経過措置期間を単純に 3 年間で伝えるのではなく、無償掲出期間がこの時点までときちんと理解してもらえ、誤解を生まないような文書で通知をしてほしい。
→経過措置の経緯も含め、誤解が生じないような丁寧な説明の文書を考えたい。
- 広告主へ通知する文案を先日持参したが、それは本日の配布資料には入っていないのか。
→事務局にて町内会長から広告主宛ての挨拶文の文案を頂戴しているが、既存街路灯の期間が書かれていない等、内容につき協議会でもう少し中身を精査した上で文書ひな形を作成したいと考えているため、本日の配布資料には入っていない。
- 通知文書は新設街路灯の広告主だけが対象で、既存街路灯の広告主宛てには不要ではないか。
→既存街路灯のうち、町内会が広告主から広告料を徴収している町内会では同様の通知が必要である。
- 新設街路灯と既存街路灯の通知内容を一緒にすると、受け取った広告主が混乱する可能性があり、別の通知文にする必要があると思う。
→経過措置期間は違うものの、広告無償掲出という対応は新設・既存街路灯共に同じため、一つの文書でどちらへも通知できる文書を事務局で検討している。別の文章で出さないと通じないようであれば 2 種の文書で通知することとする。

(2) 広告枠の活用方法の検討について

ビル協会から栄 4 丁目の広告枠の検討方法について「①デザイナー等外部へ委託し、その提案から広告枠のデザインを選択する方法」及び「②来年度中にデザインを決定するため来年度にデザイナーやデザイン会社への委託経費の予算化を今年度中にすること」について提案があった。

＜審議事項＞ 広告枠の空き枠の活用方法につき、各地域団体で情報共有をし、外部のデザイナーからの提案を基に進めることに加え、各地域団体より活用方法の提案を求めることについて意見集約することが全員一致で承認された。また、来年度の予算編成時期を事務局で確認し、次回協議会で報告することとする。

(質問、意見及び回答)

- 栄東地区は通りの名前があまり知られていない。大須商店街は道路に全ての通りに名前が付いていて分かりやすい。通りの名前を広告枠に掲出する案はどうか。
→8月協議会で協議するため、提案資料を事務局に事前提供してほしい。
- 町内会の中にもデザイナーがいたり、良い発想を持っている人がいるのではないかと。外部からの提案を基に決めることを検討する前に、各地域団体で活用のアイデアを募る期間があっても良いのではないかと。良いアイデアが出なければ外部のデザイナーに頼むという方法を検討してはどうか。
- 時間的な余裕はそれほどないと思う。タイムスケジュール的に問題ないか、協議会の予算編成の時期とその前のデザイナー選定に必要な時間を踏まえて検討する必要がある。
- ビル協会の提案事項は「栄4丁目の面板部分」に関してであり、歓楽街の方についての提案である。ビル協会が栄5丁目の街路灯デザインまで提案するという主旨ではないことを誤解がないように補足したい。
- 広告枠のある新設街路灯は栄4丁目だけか、栄5丁目もあるのか。何基あるのか。
→栄4丁目だけである。基数はすぐにお答えできないが、全基ではなく一部である。
- 協議会は栄4・5丁目の全体の事業について考える会であると思う。4丁目の一部の街路灯だけに予算を使うことは良いのか。
→栄4丁目の新設街路灯は協議会で建てたものであり、今の議題は協議会の都合で広告掲出を取りやめた広告枠についての活用方法の検討をしているものである。今年度の新設街路灯のデザインは昨年度に皆で決めた栄4丁目の広告枠なしのデザインで整備することが決まっているが、栄5丁目の街路灯についてはデザインが決まっていない。そのため、栄5丁目の街路灯については広告枠活用方法について協議することは出来ない状況である。
- 栄4丁目の一部の街路灯が対象であっても、協議会で皆の意見を取り上げて、方向性を決めるようにしてほしい。
→提案の通り、空き枠となった広告枠の再活用方法については協議会の委員で決めていく。
栄4丁目の一部の街路灯だけでなく、将来栄5丁目に建つ街路灯についても、もし栄4丁目と同じデザインの街路灯が建てば、同じように活用するように検討していきたい。
- 栄4丁目だけで予算を使いたいという主旨の提案ではない。デザイナーへの外注が決まった場合でも栄5丁目も含め提案してもらっても良いと思う。住む街と商売の街で環境が違うため、ビル協会としては一歩引いて栄4丁目について検討し、提案している状況である。
- 現在の提案では最初にデザイナーを決め、そのデザイナーから複数案を出してもらう形となっているが、デザイン自体を募集するという別のやり方もあり、その場合は一人のデザイナーに限らず、色々な人が提案できる。2つのやり方のどちらでやるのか決めてから議論しても良いのではないかと。但し、後者のやり方では良い案が出なかった場合に決められないデメリット

リットもあり、何度も募集をしていると時間がなくなる可能性もある。但し、地域の方も提案できる方法としてはデザイン自体を募集するやり方もあるのではないかと。

- デザインを募集するやり方についても論議があったが、多くの案から話し合っって一つの案に絞るのが困難だとビル協会では考えた。また、以前池田公園の再整備について検討した際に、地域の方を集め、プロの方から説明をしてもらい、建設的な意見が出て話し合いがうまく行った前例があるため、デザイナーを決めて複数案を出してもらうやり方を選択した。
- デザイナーを選ぶ方法であってもその選定に基準が必要となる。例えば過去の仕事内容から能力を見極めて業者を選定する等である。選定したデザイナーが良いデザインを出してこない可能性もあるため、結果のデザインを出してもらう方法にもメリットがある。
- 協議会は以前は各地域団体一人一人が様々な意見を出し決まらなかったため、昨年度に体制を改め、各地域団体から代表委員が2名出て話し合いで結果を決めようとなっている。デザインを各団体で一つに絞って協議会に出してもらうということで募集をかけてはどうか。そして、協議会で3つの案から選定してはどうか。

(3) 街路灯の更新について

今年度の栄4丁目の更新計画及び栄5丁目の検討会実施について資料の通り説明した。

- ＜審議事項＞ 栄4丁目の更新計画について、各地域団体で意見集約すること、該当町内会へ計画内容及び地先確認を依頼することが全員一致で承認された。
- 栄5丁目の整備計画作成について、各地域団体で情報共有及び意見集約することが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

- 質問、意見なし

2. 地域活性化事業（池田公園夏まつり）について

予算修正の経緯と費用概算及び予算の修正案について資料の通り説明した。

- ＜審議事項＞ 予算を修正することが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

- 設営をする業者の名前を教えてください。その業者及び金額が適切かを協議会の皆で判断すべきであるため、選定基準等を示してほしい。
→業者選定は協議会事務局にて複数社の比較の上、選定している。例年使用している中日新聞社の櫓と町内のテントを設営してくれることを条件に、3社にあたった。そのうちの2社は、万が一事故があった際に責任が取れず、自社の備品以外の設営はできないと断られたため、残りの1に見積もりを取っている。櫓とテントの設営・運搬・撤去に電気工事を加えた概算金額が1,199,000円であり、業者名は山王スペース&レンタル株式会社である。
- 設営項目内の「町内テント20張」の中には屋台に使うテントがあり、物品の販売をしてわずかながら収益を上げている。このテントの設営に対して協議会の補助金支出は認められない

のではない。その収益で地域懇話会等様々な用途に使用すると聞いているため、問題があるのではない。また、150 万円の予算が 264 万円に修正されることから考え、もっと厳密に見る必要があるのではない。

→テントのうち、収益に関わる食品の屋台とゲーム用のものが約 10 張と、それ以外は来客や来賓、スタッフ用のものであるが、テント自体が収益を生むものではない。テントはあくまでも祭りのハード部分であるという考えで、協議会の予算を支出できると判断している。直接収益に関係する屋台の機材や食材等の調達には補助金は支出できない。このような経費を補助金で負担することが認められなければ、補助金の使い道が本当に限られ、地域の事業が実施できなくなってしまう。また、予算が増えたのは必要経費を厳密に検討した結果である。また、まちづくりの会が集める協賛金及び屋台の売り上げの使途は協議会の補助金とは関係ないため、打上げ費用等に使うことも問題はない。

- 今後のことを考え、祭りで働いてもらった地域の人に活動費としてお金を渡すことは認められるか確認したい。屋台等で一生懸命働いてもらった人へお返しをするという主旨である。
→報酬となるため、補助金は支出できない。但し、低額の弁当代等であれば、補助金の使用を認めることは一般的なので問題ないと判断している。
- 予算の修正の議案については、発展会ではまだ話をしていない。地域 3 団体で認められないと議題に挙げられないのではない。また、各地域団体で承認されないと予算が修正できないのではない。

→各地域団体での協議は、各会の長に任せられており、それぞれの定例会で夏まつりやその他事業について議題に挙げて話し合っていた体制である。発展会で夏まつりの議題が出ていないのであれば、議題を出していただかないといけないと思う。また、150 万円を超えるという具体的な金額は今回初めて提示されたが、金額の精査は地域団体や協議会会議ではなく協議会の事務局が見積りを取って対応すべき事項である。

- 前回 6 月の協議会で、150 万円で予算が足りなくなった場合はなるべく弾力的に対応するという話が出ていた。今回は初めての協議事項ではない。
- 前回の 6 月協議会で多少の増額については話があったが、これほど大幅に予算が増える話は出ていなかったと思う。「多少」がいくらなのか基準を作るべきではないか。また、これほど予算をかけて行うべきかについて事前に各地域団体に地域意見を聞くべきではないか。
→いくら以上の増額であれば地域で話すという判断が難しく、また現状基準はない。例えば、具体的な見積もりが出た時点で各地域団体に事前に報告し、それを基に協議会までに各地域団体会議を開いていただき、協議してもらうことはやり方としてはないとは言えない。
- 前回の協議会では、前回且つ記念の回である第 50 回（310 万円）とそれまでの回（145 万円）の間くらいの金額になるという話が出ていた。第 50 回を越える場合はきちんと議論するべきだと思うが、前回の議論から外れた金額ではない。

3. 防災事業（防災訓練）について

防災事業（防災訓練）の概要と、協議会の役割と支出対象経費について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 防災訓練について、協議会で所要の経費を支出することが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

- 実施体制の「共催」と「協力」の関係について、「主催」が栄東まちづくり協議会で、「協力」が地域3団体ではいけないのか。協議会に下りた補助金を100%使って訓練を実施するのではあれば協議会を「主催」とするべきである。
→企画や実際の活動はビル協会等地域団体が尽力している実態があり、協議会は補助金の支出はするものの、実際の活動（消防署との調整、後援申請、当日の運営等）への関わりは「主催」とは言えず、「協力」程度であるという認識から「協力」とした経緯がある。
- 実際に活動するのは地域団体であるが、地域団体としては「共催」であろうが「協力」であろうが、訓練が実施出来れば良いという認識だと考える。協議会で補助金を支出するために「主催」とする必要があるのであれば、変更は可能である。今年度からは夏まつり・イルミネーション等別事業も含め、地域3団体から担当者を出して実行委員会形式で事業の実施を行う。それも踏まえ、防災訓練の実施体制の「主催、共催、協力」の書き方を変えることはできる。
- 実施体制は地域3団体に加えて、協議会も「共催」とし、全て並列とするやり方もある。
- 協議会で行う事業は、地域3団体の「共催」でないと認めてもらえないのか。例えば、発展会でまちづくり活動をして、活動費のほとんどを協議会の補助金で支出してほしい場合、発展会が「主催」となり、他の地域2団体を「協力」とすることはできるか。
→地域3団体の「共催」でないと認められないということはない。また、発展会を「主催」、他の地域団体を「協力」とする形もできる。但し、補助を受けた団体が別の団体にお金を渡して活動をしてもらう場合は委託契約を結ぶ必要があるため、協議会が発展会と委託契約を結ぶこととなるが、実態とは合わないのではないかと。
- 発展会と協議会だけが「共催」で行う事業は認められるか。
→あり得ると思う。「主催」に協議会が入っていれば良い。但し、他の地域団体からの承認が得られれば良いが、敢えて外すことはないのではないかとと思う。
- 消防訓練済みのステッカーを協議会の補助金で作成して、ビル事業者だけではなく、住宅等にも貼っていただいてはどうか。
→現在はビル協会が中消防署の許可を得て作成しているが、今後実行委員会にて検討すべき議題であると思う。
- 年度で予算計画が決まっているのに、なぜ協議会で各事業の経費支出の承認について協議が必要なのか。協議会で承認が済んでいなかったため、チラシ作成等事業のスケジュールが狂ってしまったことがある。地域団体のメンバーは仕事の傍らで活動しているので、前もって予定を組み、どの地域のメンバーが担当者となった場合でもできるだけスムーズにいくような仕組みにしていきたい。
→経費支出の承認が必要であるのは、協議会の規約に予算を執行する際は協議会に諮らなければならないと記載されているからである（第9条）。補助金を使っている限り、ルールに従う必要がある。

4. 地域活性化事業（公園/歩道イルミネーション）について

地域活性化事業（公園/歩道イルミネーション）の概要について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 点灯期間と実施体制、公園装飾の仕様、歩道装飾の整備方針について、地域で情報共有及び意見集約することが全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- イルミネーションの経費支出に関する審議事項が無いのはなぜか。また、年度で予算計画が決まっているので、いちいち金額について審議しなくても良いのではないか。
→地域団体で意見集約をしてからイルミネーションの仕様を決めるので、経費概算もできず、現段階で審議できないためである。予算から乖離した金額になる場合もあるため、きちんと審議をしなければいけない。
- なぜ何度も地域への意見集約を行う必要があるのか。
→協議会規約で、「事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること」は協議会で審議し、決定するとある（第 9 条(3)）。事業の企画段階から地域の方々の多様な意見を尊重して、委員の方々がこの場で責任をもって発言するというプロセスが必要だと考える。

報告事項等：

1. 公園整備事業（池田公園トイレ維持管理）について

池田公園トイレの多目的室床塗装の修繕工事の状況について資料の通り報告した。

2. その他

・池田公園トイレ多目的室電源カバーの破損とその対応について

中土木事務所にて床修繕工事後に修繕対応予定であることを報告した。

・名古屋市監査の現地検査日について

11 月 28 日(月)に決まったことを報告した。

・次回協議会日程について

次回協議会は 8 月 4 日(木)18:30 より、栄東まちづくり協議会会議室にて開催する。

・次回協議会への大学生のオブザーバー参加について

名古屋市総務局総合調整部にインターンシップで来る大学生数名が次回協議会に参加予定であることを報告した。（総合調整室）

以上